

(25) 冠大会、冠講習会実施規程

公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）は企業とのタイアップによる卓球の普及発展と競技力の向上を図ると共に卓球の地域社会における理解度の拡大を目的に、本会の加盟団体あるいはその支部組織（以下加盟団体等という）の管理のもとに行われる冠大会、冠講習会の実施規程を制定する。

（冠大会、冠講習会）

第1条 冠大会、冠講習会とは以下の通りとする。

- 1) 下記〇〇〇印のところに企業名、商標、特定商品等を入れた卓球大会、卓球講習会を実施することをいう。
 - ①〇〇〇卓球大会
 - ②〇〇〇卓球講習会
- 2) 上記大会、講習会の名称については地域名や、～記念等を付記することができる。
- 3) 上記〇〇〇印のところにはタバコ、酒類の商品名あるいは有害と考えられる商品名をつけることはできない。

（実施要項）

第2条 冠大会、冠講習会の実施は次のいずれかの項に該当したものでなければならない。

- 1) 冠に関係する企業（以下冠企業という）自らが主催者となり加盟団体等が後援、協力又は協賛となる。
- 2) 冠企業と加盟団体等が共に主催者となる（共催）。
- 3) 加盟団体等が主催者となり、冠企業が後援、協力又は協賛となる。

（承認申請）

第3条 冠大会、冠講習会を実施しようとする場合は該当する本会の加盟団体が次の項目を記載し、本会に申請し承認を得なければならない。

- 1) 大会名、講習会名、主催者、後援・協力・協賛者、実施期日・場所、参加対象者と人数（一般、高校生、中学生、家庭婦人、小学生、その他・・・できるだけ具体的に）
- 2) 冠企業との合意（契約）内容
- 2 本会の承認を得ることによって、次のことができる。
 - 1) プログラムや看板等に公益財団法人日本卓球協会「公認」の表示を入れることができる。
 - 2) 公益財団法人日本卓球協会(JTTA)旗を会場に掲げることができる。
 - 3) 本会の認定によって、冠大会は全日本総合ランキングの対象大会とすることができる。

（賞金付冠大会）

第4条 冠大会が賞金付である場合は第3条第1項の申請に、賞金の内容を付記するものとする。

(冠企業の指導・監督)

第5条 加盟団体等の冠大会、冠講習会の実施について冠企業等を適切に指導・監督するものとする。

(規程違反)

第6条 冠大会、冠講習会を実施するに当り、加盟団体等が次の各号の1に該当する行為をした場合は、規程違反として罰則の対象となる。

- 1) 本会の承認を得ることなく、実施した場合。
- 2) 本会への実施申請に当り、故意に申請内容を偽った場合。
- 3) 本会の承認内容と異なる内容で実施した場合。
- 4) 実施者として品位を汚し、また著しく本会の名誉を傷つけた場合。

(罰則)

第7条 規程違反の加盟団体等は、本会の理事会の決定によって、次の罰則を受ける。

- 1) 冠大会、冠講習会の ①無期限の実施禁止 もしくは ②有期限の実施禁止。
- 2) 加盟団体に所属している本会登録会員の特定全日本大会への参加禁止。
- 3) その他(始末書の提出、他)

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。